

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 1 月 7 日(月)午後1時30分から午後2時 15 分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(15 人)

会長	1番	武井 典夫
会長職務代理者	2番	三澤 省三
委員	3番	松澤 覚一
	4番	山崎 今朝利
	5番	野澤 宏
	6番	赤沼 君人
	7番	尾坂 壽夫
	8番	根橋 建太郎
	9番	山内 良春
	10番	赤羽 則子
	12番	上島 明德
	13番	下田 節子
	14番	勝野 次郎
	15番	小野 一喜
	16番	赤羽 武直

4. 欠席委員 11番 小澤 高佳

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

- (1)12 月許可決定の 5 条 4 件については長野県農業会議から 12 月 17 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した
- (2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出
- (3)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
- (4)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<武井会長>

皆さん、あけましておめでとうございます。ここへきて大変寒い日が続いておるわけですが、皆さんにおかれましては健康に留意されまして、今日小沢さんを除きまして全員の方がご出席をいただきまして本年初めての総会を開けましたことをうれしく思っております。昨年の末衆議院の解散というようなことがありましてTPPの問題もこれで火が消えたかなという風な状況であったわけですが、ここ数日の間永田町ではまたTPPの問題について浮上しておると。言い方が、国の躊躇を沿わない範囲でやりたいという風に言っておるわけですが、この辺がどんな風になるのかちょっとわかりませんが、委員会としましては注目すべき一年になるのかとこんな風に思っておるわけですが。私たちも、あと今日を入れまして3回の委員会を行って終わるわけですが。どうか有終の美を飾れますよう皆さんのご協力を得まして、人氣が全うできますようご協力をお願いしまして新年のご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、3番、議事録の署名人の指名をしたいと思います。15番の小野委員、16番の赤羽委員、よろしく願いいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の、農地法の規程に基づく許可について、事務局の方からよろしく願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字沢尻…、地目は田、面積321㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は1.8haで下限面積を超えております。今回の権利の取

得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、尾坂委員と野沢委員から意見書をいただいています。以上です。

<武井会長>

はい、それでは担当の尾坂委員よりこの地域のことについて説明を求めます。

<7番尾坂委員>

(地図により場所説明)この土地がAさんの所有地でしたが、Bさんに譲渡したいというわけでございます。その上の土地につきましてはBさんの土地でございます。地続きという形でございますのでそれから先ほど説明のあったとおり耕作面積も1.8ヘクタールと非常に多角的に経営しておりますのでこの土地の所有権の移転については問題ないんじゃないかと思っております。なお土地につきましては国調すべて終わっております、しっかりと杭があったということでございますのでご審議をお願いしたいと思います。

<武井会長>

ただ今尾坂委員より詳細について説明があったわけですが、この件につきまして何かご質問ご異議ある方。「なし」の声)はい、それでは許可することにしてよろしいでしょうか、この件につきまして許可することにいたします。それでは次へ。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3 番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字赤羽…にお住まいのAさんが所有いたします、大字赤羽…番1、地目は畑、面積314㎡を、山梨県北杜市明野町浅尾…番地のBさんが取得し資材置き場を新設するための申請でございます。譲受人は塩尻市で合同会社Cの代表社員でありまた建設業を自営しています。辰野町内、上伊那郡内に現場を持ち塩尻市からの移動が不便のため資材置き場を探していたところ、知人である譲渡人から申請地を勧められたため、申請地を取得し資材置き場を新設する計画です。申請地は上下水埋設の道に接し500m以内に2以上の公共公益的施設、赤羽コミュニティセンターと赤羽介護

予防センターなごみの里がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり原則許可で問題ないと判断いたしました。また、資材置き場ということで、譲受人には現在使用中の資材置き場の利用状況、現場事務所等の位置的関係についての書類提出をしていただきました。この件につきましては下田委員、山内委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは5条の1番の件につきまして下田委員より詳細について説明を受けたいと思います。お願いします。

<13番下田委員>

13番の下田です。12月15日に山内委員と一緒に現地を確認いたしました。ただいまの事務局の説明のとおりです。(場所の説明)譲受人のBさんはただいま事務局が説明したとおり、山梨の方ですが塩尻で建設業をしているそうです。この申請するところの前でCさんといううちがありますけれどその横に空き地がありますけどそれは、私たちが農業委員でない、その前のときだと思えますけれどBさんが住宅を建てるように購入してあるそうです。今回取得する土地は資材置き場ですので近所には迷惑をかけないように最小限の使用に心がけるようです。以上ご審議をよろしく申し上げます。なお、余談ですがこの資材置き場の(地図No)5のところに碑がありますけれど、この碑は1865年慶応元年ですけれど小松五右衛門氏によって赤羽焼きが始まった、初めて作られた発祥の地という碑がありますので、余談ですが申し上げます、よろしく願いいたします。

<武井会長>

はい、ただいま下田委員より詳細について説明があったわけですが、この件につきましてご質問ご意見ございますか。(「ありません」「なし」の声)あの下田委員ここに古い石碑があるということだそうですが、町の関係の、教育委員だとかそういうものには引っかけられないわけですか。

<13番下田委員>

場所がちょっと違いますので、一応赤羽焼きの発祥の地というのがこの場所だそうです。離れてます。持ち主が違いますので。

<武井会長>

ということだそうです。町としては赤羽焼きの発祥の地ということでそういう風な町の歴史のある地域でその近くに資材置き場ができるということなんですが、事務局の方どんなものでしょうかね。(場所が離れているという話)一応そんな風な下田委員の方から歴史的な説明がありましたが、農業委員としては場所が離れておるということを加味しまして今説明をうけて私自身は了解をしたわけですが皆さんはいかがなものでしょうか。「異議なし」の声よろしいですか、はいそれではこの件につきまして許可することいたします。それでは2番の説明をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

神奈川県横浜市都筑区池辺町…番地、アクトピア緑…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字南原…、地目は田、面積402㎡を、茨城県水戸市千波町…、サンビレッジ葉山C…にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在、茨城県に家族5人で暮らしておりますが、仕事で長野への転勤が決まったため、住宅の新築を考え、子供たちの通学の便や妻の実家が近いことを考慮し、申請地を選定しました。譲渡人は申請地を相続したものの維持が難しく売買を希望しておりました。申請地は第一種低層住居専用地域の用途地域ですので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、上島委員、武井会長からそれぞれ意見をいただいております。以上です。

<武井会長>

それでは上島委員の方から詳細説明をお願いいたします。

<12番上島委員>

12番上島です。それでは審査報告を申し上げます。12月16日、武井会長と私、信州ハウジングのCさんという方と現地を確認しました。(場所の説明)この地区は先程もありしたように第一種低層住居専用地域となっております、住宅がいつでも建てられるようコンクリートの用壁もできております。また地籍調査済みでもあります。私が農業委員になってからこの地域は3件目となります。譲受人のBさんは先程もご説明ありましたように、茨城県の方におりまして長野県の方に転勤が決まったということでこちらに住宅を建てたられると、奥さんも辰野の人でありますのでそんなことだと思います。譲渡人のAさんは横浜に住んでおられて、土地の管理は近くに妹さんが住んでおられて草刈等をやっておったということです。道路は町道6メートルが南側と東側に通っ

てそこに上下水道が埋設されております。以上で問題はないと判断いたしました。ご審議のほどお願いいたします。

<武井会長>

はい、ただいま上島委員の方から詳細について説明がありました。この件につきまして何かご質問、ご異議ございますか。「異議なし」の声よろしいでしょうか。はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。それでは3番お願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

岡谷市長地源二丁目..番..号にお住まいの A さんが所有いたします、中央…、地目は田、面積 383 m²を、大字伊那富…にお住まいの B さんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在、アパートに家族で暮らしていますが、家族が増え手狭となったため申請地を取得し、自己の住宅を新築する計画でございます。申請地は第二種住居専用地域の用途地域ですので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは私の方から説明をさせていただきます。(地図により場所の説明)今まで A さんという方は田んぼを作れずに人に作ってもらったわけですが、それをこのたび売買をするということで、羽場にありますが C がこれを中心になって売買をするということになったわけですが、ここは地籍調査等も入っておりますし境等についてはきちんとできております。それと同時にこの都市計画の道路には下水それから上水と入っておりますので生活に対する問題はありません。上島委員と12月19日にこの土地を立会いをしまして本日ここに提案するようになったわけでございます。よろしく願いしたいと思います。この件につきまして何かご質問ご異議ございますでしょうか。「異議なし」の声よろしいですかね、はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。それでは3条1件、5条3件、啓上しましたことにつきましては許可することにいたします。それでは議案第2号に移りたいと思います。事務局の方からお願いします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計7件、9筆、面積は6,499㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

はい、ただいま議案第2号につきまして事務局の方から説明があったわけでございます。これについてご質問ございますか。

<三澤職務代理>

(議案集の表記について)これ24年じゃなくて25年。

<武井会長>

利用権の管理台帳のところですが平成24年1月になっておりますが平成25年に訂正してください。よろしいでしょうか。それではこの件につきまして全員が了解したということで進めたいと思います。続きまして報告事項お願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、12月許可決定の5条4件につきましては、長野県農業会議から12月17日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出が1件、議案書にあるとおりでございます。また農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、議案書の通りでございます。それから、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、2件ですが議案書にあるとおりです。いずれも、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<武井会長>

はい、事務局から説明があったとおり報告事項のところに記載されている件につきまして辰野町として提出したものは許可されたということでございます。よろしく願いしたいと思います。それでは5番のその他につきましてお願いいたします。

その他

○農業功績者表彰について

松田尚正さん(新町)推薦 上島委員
選考会 1/17

○耕作放棄地全体調査について

約112 ㌔(1,119,043 ㎡)、2,315 筆
今後意向調査実施

○平成 24 年農地申請集計について

○今後の日程について

- 1/15 県女性農業委員の会上伊那支部総会、夢ある明るい農村を考える集い
- 1/24 農業委員会活性化セミナー(松本市)
会長・代理・正副部長・事務局次長・書記出席
- 2/4 遊休荒廃地解消シンポジウム(長野市) 全員出席

○次回委員会開催日

2月 4 日(月)

委員会総会 午前8時30分から 第6会議室

シンポジウム 午後1時から 長野市ホクト文化ホール(役場午前10時発)

○人・農地プランについて

<足助事務局次長>

以前にちょっとお話申し上げたことでありますけれども、人・農地プランでありますけれども、今月、地区懇談会ということで5地区でそれぞれ懇談会を開催したいと思っております。その地区懇談会の席上に農業委員さんとして出席をまたお願いしたいという風にご通知申し上げますのでその節は出席していただきますようお願いいたします。以上です。その人・農地プランの関係ですけれども今のところ予定として考えておりますのは1月17日が朝日地区、18日が辰野地区、21日が羽北地区、22日が川島地区、25日が小野地区で考えておりますので、またご通知申し上げますのでその節はお願い

します。

○ひまわりについて
製品完成1月中旬

(閉会后、選挙人名簿登載申請書確認作業)

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印